

福祉教育委員会記録

1 日 時 平成29年12月18日(月)

午前 9時58分 開会

午前11時29分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長 永 易 英 寿 副委員長 篠 原 茂

委員 米 谷 和 之 委員 岩 本 和 強

委員 藤 田 豊 治 委員 佐々木 文 義

委員 山 本 健十郎

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・市長 石 川 勝 行

・教育委員会事務局

教育長 関 福 生 教育委員会事務局長 武 方 弘 行

総括次長(社会教育課長) 三 沢 清 人 次長(教育力向上戦略監) 榎 木 奨 悟

次長 高 橋 良 光 学校教育課長 高 橋 正 弥

次長(スポーツ振興課長) 高 橋 利 光 次長(文化振興課長) 曾我部 み さ

文化振興課主幹 桑 内 章 裕 社会教育課主幹 高 橋 聡

・福祉部

部 長 白 石 亘 総括次長(健康長寿戦略監) 加 藤 京 子

次長(子育て支援課長) 藤 田 憲 明 次長(地域福祉課長) 伊 達 忠 幸

介護福祉課長 木 俵 浩 毅 介護福祉課参事(地域包括

支援センター所長) 古 川 哲 久

国保課長 井 上 毅 生活福祉課長 山 中 悟

子育て支援課主幹 加 藤 大 和 介護福祉課主幹 東 田 寿 重

6 委員外議員

井 谷 幸 恵 議員 岡 崎 溥 議員

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 原 正夫 議事課調査係長 神 野 瑠 美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前9時58分

●永易委員長：〈開会あいさつ〉

○市長：〈あいさつ〉

◎教育委員会関係

□議案第70号 新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○三沢教育委員会事務局総括次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●山本委員：若宮小学校廃校後、生涯学習センターとして管理するという事は、高齢者生きがい創造学園も含めて2か所となるが、高齢者生きがい創造学園の建物も老朽化してきている中、二元化で行くのは非常に効率が悪いと思うが、将来展望はどのようになっているか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：現在生涯学習センターが文化センターの2階にあり、また、高齢者対象の生涯学習施設としては高齢者生きがい創造学園がある。今回、若宮小学校が廃校となった後の施設を、非常に良い立地を生かして新居浜市民全体の学び、生き生き、わくわくするような暮らしを支援するような施設にできないかということで庁内検討委員会で検討をしている。現在、子供対象の小学校施設であるため、大人も対象にした施設にするには一定の施設の改修も必要になる。現在庁内検討委員会を踏まえ、改修した後の施設供用開始となるため、まだもう少し若宮小学校の跡地利用ができるまでは年数がかかる。その際、高齢者生きがい創造学園の老朽化が進んでいるため、その講座及び生涯学習センターの講座も再統合する形で組み直し、若宮小学校を拠点とした、生涯学習だけではなく、ほかのことも含めて検討している。大方の案がまとまれば説明をしたいと考えているが、施設改修の必要があるため、現在の予定では平成32年度の供用開始を目途に検討を進めているところである。それまでの間の施設管理を適正に行うということで、新しい施設が生涯学習の機能を持たせてあるということと、教育委員会の学校施設であるということから、生涯学習センターの若宮学習館分館という位置づけをするための条例である。

●山本委員：平成32年度くらいを目途にとの話があったが、高齢者生きがい創造学園が退去する場合は公園が残るが、その管理は教育委員会の管轄にはなかなかならないかと思う。広瀬公園はいろいろな変遷を経て今の状況になっているが、公園としてきちっと役割を果たしてもらわなければならないと思う

が、退去後の管轄はどこになるか。

○関教育長：まだ高齢者生きがい創造学園の建物そのものをどこの段階で解体して更地に戻すかというところまでは読み切れていないが、そうなった段階で、公園として一体管理するというのも一つの案であろうし、また、今まで培ってきた生きがい創造学園の26、27年の歴史もあるため、あの施設をそのままなくしてしまうかどうかも含めて今一度検討するような場をきちんと設けて皆さんと意見を交わしていきたいと考えている。

●岩本委員：今回の条例はつながぎ的なものであると認識していたが、今の話を聞いていると高齢者生きがい創造学園の講座などもある程度若宮小学校に移して生涯学習の拠点にと考えられているのか。今の高齢者生きがい創造学園もよく利用していただいているようだが、場所の問題もある。若宮の場合は高齢者生きがい創造学園と比べると、交通の便は少し良いかもしれないが、もう少し市内中央部、駅の近くなどで皆さん、特に免許返納した高齢者のことも考慮していただきたいが、基本は若宮小学校の跡地を利用するのか、それともとりあえずの利用となるのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：高齢者生きがい創造学園には現在17講座58サークルある。サークルまでも若宮小学校の跡地で受け入れをすることはなかなか厳しいものがあると考えている。基本的には生涯学習も行うが、ほかの福祉的な要素、子育て支援で子供たちが集まるような施設にできないかという検討もしている。また、産業振興につながるような起業家の支援のスペースをつくることができないかというような複合的な施設を考えている。現在の案としては、高齢者生きがい創造学園のサークル活動については、これまでの成果を踏まえ、非常に高齢者の生きがいづくり、健康づくりに貢献してきた施設であると考えている。これまでも累計100万人が利用している。この成果を一つの施設の成果だけではなく、さらに新居浜全体に広げていくような取り組みにできないかと考えている。具体的には、公民館、高齢者福祉センターでの事業の展開、受け入れということで庁内で検討しているところである。

●岩本委員：子供たちの学習の場、インキュベーターなどを検討されているのであれば、はっきりと一定の時期に決めないと、改修計画が立たないのではないかと。教育委員会だけではなく、全庁的に行うのだと思うが。地元の皆さんの意見はどうか。地元の意見を含めた形の計画にされているのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：地元説明会も、生涯学習機能、子育て支援機能、経済産業支援的な要素の形で新居浜市民全体を対象とした施設にしたいということで説明し、了解は得ている。

●岩本委員：高齢者生きがい創造学園と東予産業創造センターのインキュベーターを移動させる総花的な感じがするのだが。

○石川市長：本来であれば、この時点で、将来の展望の説明が必要だが、当面は今回先ほど山本市議が言われたような暫定的な使用で、体育館や運動場を地元の方に当面使っていただけるような措置をしたのが今回の条例で、教室等も空いているので、使用希望があれば貸すということで将来どのようなものに使うかというのは固まっていない。これから庁内で統一して将来の方向を決めて、それに絡んでくるのが広瀬の高齢者生きがい創造学園である。非常に現在盛況であるが、それをどうするかも含めて

考えなければならないと思っているため、近々検討する。それができたら改修予算も上げていくということにしたいと思っている。

●岩本委員：あかがねミュージアムができる際に、あそこにもあればJRの多喜浜や中萩からの利便性もよいと思っていたが、それは叶わなかった。やはり今のあかがねでは受け入れは難しいか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：高齢者生きがい創造学園のサークル活動の発表会で去年、今年の2回あかがねミュージアムを使用した。現時点では、そのような活用の仕方で行っている。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第71号 新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○三沢教育委員会事務局総括次長：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：運動場の照明設備のLED化が進んでいると思うが、電力使用量がLEDであれば非常に少なく、また寿命的にも長いということで、そこら辺も見越して今回の計画になっているのか、現状ではいけないのかということでお尋ねしたい。

○三沢教育委員会事務局総括次長：ご指摘のとおり、LED化した場合、試算では45%程度電気料が安くなる。しかし、現時点でLED化しているのは25校中、金栄小学校、金子小学校の2校のみである。今年度高津小学校に整備するため、3校となるが、残りの学校については古いところから毎年1校程度整備する。全校LED化した場合の電気料金は45%削減となるが、現時点で2、3校であり、まだまだ影響は少ないため、現在の経費、使用料収入を見て改定を決めたものである。今回の改定により、グラウンド経費の50%を使用料で賄うということを基本原則としているが、現在の使用料では、50%の目標に対して、19.8%であり、まだ倍以上の使用料が必要である状況。今回の改定で28%になるが、まだ倍近く足りない状況であるため、LED化の影響はこの範囲内で吸収できると考えている。

●岩本委員：使用料は今回見直しされるが、前回の見直しはいつだったのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：運動場の使用料については平成元年4月以後の使用料を300円から700円に改定している。

●岩本委員：消費税は入っているか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：その次の改定は平成9年に消費税が3%から5%に上がったことを受けて、700円を710円に改定している。

●岩本委員：外税であれば、735円になると思うが、消費税は内税か。市全体の使用料がはっきり外税の扱いではなく、内税の扱いである。全体的に統一すべきであると思う。教育委員会だけではなく、他の使用料も含

めて、内税にするかはっきり外税にするかして、消費税の変更があった場合には連動して簡単に済むようにすればどうか。増収見込み額73万4千円については、税込の増収か。

○三沢教育委員会事務局総括次長：税込の増収額となっている。

●岩本委員：地方自治体がいただく消費税は、国には支払わなくてよいのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：この分は支払わなくてよい。

●岩本委員：決算上は消費税収入として、使用料と分けて上げるのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：内税となっており、この中には消費税を含んだ額として徴収しているが、分けて報告はしていない。

●岩本委員：他市の状況はどうか、機会をみて研究していただきたい。全体にわたって、消費税がはっきりしないので気になっている。

○石川市長：次の付託案件で文化センターが出てくるが、そちらは外税となっており、内税と外税が混在しているのは事実であるため、検討させていただく。

●山本委員：LED照明がまぶしいことについて、一般質問において事務局長より明確な答弁はいただいたが、少し不思議に思うのは多喜浜体育館には無電極照明を導入されたことである。1か所に設置したら議論を生むものである。この場合は委員会でもあるので、現状と今後について説明いただきたい。

○関教育長：運動場のLED化については、全体の照度確保が無電極照明の場合はなかなか中央部分の照度が確保できないということで、現段階ではLEDの方が適切であると判断した。体育館のLEDについては、答弁の中でもお話したが、今回の事業が、体育館での避難所対応ということで、水銀灯の電球を全てLEDに取り換えた。その際に、現段階ではまだ国の補助金をもらって対応するには、無電極照明は補助対応には該当しないということでLEDを設置したものである。あの後話を伺うと、無電極照明についてもいろいろ改善が図られて、今後補助対応の中に組み込まれることも想定されるため、その際に一番いいものを活用して皆さんが利用しやすい方向はこれからも検討しながら対応していきたいと考えている。一度設置してしまうとなかなか後戻りはできないため、次は切り替えの時期になろうかと思うが今はそのように考えている。

●山本委員：国の補助金も見込めないのに、多喜浜体育館は無電極照明を設置したのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：多喜浜体育館については、老朽化による照明の取り換えで、小学校体育館については、避難所に対応するため耐震化による落下防止の照明取り換えである。多喜浜体育館は老朽化によって交換しなければならなくなったということで、単独事業として実施したが、その際に多喜浜体育館を利用していたバドミントンの団体の方から当時水銀灯が殆どだったが、中に何か所かLEDランプをつけていたところがあった。それが初期のLEDランプでまっすぐ光が進んでくるため、非常にまぶしく、競技の支障になるという話を聞いていたため、建築住宅課に水銀灯にこだわらないので、バドミントンや競技をする時に支障のないような方法で整備してほしいということで工事を発注し、体育館の中であれば照度も十分確保できるということで市内で初めて無電極照明をつけたという経緯を聞いている。耐震化と老朽化の違いと場所にあった競技ができるようにということで、無電極照明を使ったということである。

●山本委員：老朽化したから無電極化したというのはおかしい。

○三沢教育委員会事務局総括次長：通常の修繕ということになれば、補助を受けることは難しいため、単独で行っている。その中で新しく出てきた無電極照明を採用したということである。

●山本委員：他の所からも要請があれば無電極照明が採用されることもあるということか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：金栄小学校と金子小学校のグラウンド照明についてだが、多喜浜体育館で無電極照明を使ったということで、グラウンド照明についても無電極照明の導入検討をした経緯がある。しかしやはり、グラウンドについては、中央部分で照度が確保できなかったということで、LEDの拡散型のものを採用した。今後も施設や状況を見て、皆さんの意見を聞きながら一番良いものをつけていけたらと思う。

●山本委員：もう少しきちんと精査してやらなければいつまでもこの議論は起こってくると思う。言われたらやるのではなく、きちんと精査すべきである。

○三沢教育委員会事務局総括次長：無電極化をして欲しいと言われて行ったというわけではない。

●山本委員：結果的には1か所に整備したわけである。

○石川市長：LED化あるいは無電極化にするかの科学的な根拠を明確にして、統一基準を作っていきたいと考えている。

●米谷委員：今回の値上げは大きいものであるが、値上げによる影響はどう考えているか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：現在グラウンドの使用が、平成26年度が10万6,000人程度、平成27年度が10万2,000人、平成28年度が10万8,000人で推移しており、事前の公民館長等への説明会を見ても今回の値上げによりさほど影響はないのではないかと予想しているが、現状より明らかに利用者数が減るようであれば考えなければならないと思うが、現時点では影響はさほどないと考えている。

●米谷委員：先ほど公民館長との話があったが、それはどういう関係によるものか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：学校開放の利用は学校開放運営委員会が担当となるが、その学校開放運営委員長が公民館長である。

●米谷委員：そこに利用者の意見は十分反映されていると考えているのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：今回1,000円に上げることに直接聞いているわけではないのでこれに対する意見ではないが、団体の代表者や校長や地域の方など10人の委員から成る学校開放運営委員会で説明するとともに、利用者、団体への説明も今後していくこととしている。その中で、十分意見を聞いて説明したいと考えている。

●米谷委員：議案以後市民の方の意見を聞くわけか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：はい。

●米谷委員：例えばその時に反対が非常に大きいという場合にはどうされるのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：納得していただけるように説明する。

●米谷委員：意見は聞くけど値上がりは決定しており、意見を聞くというよりは説明をするということか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：そうである。

●岩本委員：社会福祉協議会のアリーナや部屋の施設の使用料については連動されるのか。

○三沢教育委員会事務局総括次長：今回の使用料の改定については先ほどの施設は入っていないようである。

○関教育長：今回使用料の見直しを全体の中で一定公平に扱えるようにということで、順次対応していついところである。教育委員会の場合は先に12月議会で上程しているが、今後これ以外の使用料についても上程されるのではと考える。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

口議案第72号 新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部教育委員会次長（文化振興課長）：<説明>

<質 疑>

●米谷委員：大幅な値上げであるが値上げ後の影響をどう考えるか。

○曾我部次長（文化振興課長）：かなりの値上げになるが、丁寧な説明をすると同時により一層のサービス向上や文化体育振興事業団に指定管理をしているが、その中での対応など今まで以上にサービスに努めることをこちらから指導していきたいと思っている。

●米谷委員：この原案作成に至るまででしかるべき人の意見を聞く機会は設けたか。

○曾我部次長（文化振興課長）：市民の皆様から直接御意見を聞く機会はなかったが、文化センターについても運営審議会という組織があるため、そちらに改定の説明と同時に事業団にも説明させていただき、値上げの周知に努めていただくようお願いしている。

●米谷委員：先ほどの運営審議会についても例年定期的に開催はされていないのではないかと思います。決める前に説明をして、それについて皆さんからどのような意見があるかを集約した上で、料金を設定する必要があると思う。結果的には決まった後で、皆さんに丁寧な説明をするということだが、前もって市民の意見を聞く必要があるのではないかと。

○曾我部次長（文化振興課長）：前もって説明の機会等は設けていなかったが、今後については、丁寧な説明とコストの説明と同時に、皆さんと一緒に使いやすい施設を目指していく方法も考えていくことを心掛けたいと思う。

●米谷委員：使いやすい施設にするかどうかは値上げに全く関係ない。先日コストの話を伺うと、現在8%程度とのことであったため、コスト面からいうと今後もっと料金を上げていく必要がある。ところが、文化センターというのは、市民の皆さんの文化的な活動をどのように支援するか、バックアップするかという施設である。料金は低いに越したことはない。駅前に類似的なミュージアムもできたという大きなポイントについては、この文化センター自体をどういうふうに市民に提供していくのか。安い値段でどんどん皆さんに使っていただ

くような施設にするのか、そうではなくコスト重視で、使用回数が減ってもコスト優先で進めるというような、先順位は低い。ホールの大きさや、音響設備が違う中、他市がいくらであるといったところで全く意味がないと思うが、その辺が整理しきれてないのではないかと。

○石川市長：使用料手数料については、市民の皆さんの納得をいただいてやるのが一番いいとは思いますが、逆に言うと、これについて市民の皆さんの納得は得られないと思う。料金を上げるということについて、いいよと言う人はいない。これについては、本会議の中でもあったように、パブリックコメントは使用料手数料は除外されている。それは、運営審議会等の客観的な機関において判断していただき、今回も改定に至ったということでご理解いただきたい。他市と比較しても、質の良い悪いはあるにしろ、3分1、もっとそれ以下のところもあるため、今回ある程度他市との均衡を図っていくという改定でご理解いただきたい。

●岩本委員：備考2の入場料等をいただいた場合、4、5割増し、商業的利用の場合はこの使用料の倍となっており、これはこれでよいと思う。今やっている減免制度については、入口にチャリティ募金箱を置くと減免になる。そのチャリティのお金は個人や団体に自由になっている。減免の制度について、検討されたり見直し等ないか。

○曾我部次長（文化振興課長）：今回は検討していない。単純に使用料改定である。チャリティは入場料を取らずにチャリティをとという意味だと思うが、カラオケ大会については、市として後援や共催としての減免はしていない。

<討 論>

●岩本委員：賛成の立場で。サービス向上に努めると言われていたが、文化センターの朝の開館時間が現在9時であるが、準備のために8時に開館をお願いしたい時もある。これらの利用者の声を加味して柔軟な対応をお願いして賛成とする。

●佐々木委員：賛成の立場で。会派説明でも話したが、受益者負担というのはあくまでも、その人たちが利用しているわけだからその人たちに払っていただかなければならない。使っていない人の負担までも私たちが払う必要がないので、しっかりと受益者負担という原則だけはしたらいと思う。要は、高くても安くても必要だからそこを使うわけだからしっかりと料金、使用料は取ってほしい。そのような中で公民館の部屋は無料でもいいが、光熱水費はしっかりと取っていただきたいと思う。夏には冷房を、冬には暖房を使い放題である。社会教育の一環で、元々の何十年前は良かったかもしれないが、これだけ生活が安定している中で無料を続けるというのは、そのサークルの活動もしっかりしていただかなければならないが、受益者であるのだから全体を踏まえてどこかで区切りをつけていかなければならないと思う。他市がしていないから新居浜市もしないというわけではなく、徴収してはいけないわけではないと思うため、そこらあたりもしっかりと見直しをしていただきたいということで、賛成する。

●山本委員：文化センター含めてそれぞれコスト面があると思うので、全体にやっているもの、個別に特定の人が使用している部分それぞれあるかと思うが、コストを出して、先ほど説明していくという話があったが、これだけ使用料がかかっている、ここは行政がもつ、ということをもつて進めていただくことを要望して

賛成とする。

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第73号 新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋教育委員会次長（スポーツ振興課）：<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第76号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○三沢教育委員会事務局総括次長：<説明>

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

○三沢教育委員会事務局総括次長：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：小、中学校の就学援助費について要保護、準要保護の児童生徒数は何人か。

○高橋学校教育課長：平成28年度の実績では、小学校612人、中学校が315人、合計927人。今年度の12月1日現在は、小学校602人、中学校が292人、合計894人であり、3月までの見込みとしては概ね昨年度と同数程度になるのではないかと考えている。

*後刻一括採決

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

◎福祉音係

□議案第76号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○加藤福祉部総括次長：<説明>

<質 疑>

●山本委員：障がい児通所支援事業費について、事業の対象となる障害児の人数と、事業所数、また扶助費の事業内容について。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長）：18歳未満の手帳を持つ障害児が387人、早期発見、早期療育は当市が取り組んでいるものであり、障がい福祉計画でも謳っているものであるため、手帳を持っていない障害児についても考慮する必要がある、その数を越えたものを考えなくてはならないと考えている。ただ、手帳を持たない障害児については、サービス利用までを把握することは難しく、正確な数字を明らかにできないのが現状である。また、事業所の数については、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の2種類あり、児童発達支援事業所が5事業所、放課後等デイサービス事業所が13事業所である。その中の扶助費の内容であるが、児童福祉法に基づく給付事業であり、就学前の障害のある子供に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う児童発達支援、小学校から高等学校卒業に至る就学期間において放課後や長期期間中に生活能力向上のための訓練等を提供し、学校教育と相まって障害児の自立の促進を行う放課後等デイサービス、サービスを利用する障害児に対し、児童が置かれている状況や必要な支援を聴取し、ニーズに応じてサービス利用計画を策定するとともに、一定期間ごとに上手く支援ができていないかモニタリングを行う障害児相談支援、同一世帯の中で、複数の児童が障がい児通所支援を利用する場合や障がい児通所支援と障害者総合支援法に基づくサービスや補装具を併用して利用する場合など世帯の負担上限額を越えて支払った利用者負担額を償還払いする高額障害児通所給付費である。

●篠原委員：対象者が増加しているように思うが、今後事業所もふえていくのか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長）：今年度作成している障がい児福祉計画は、サービスの提供体制の確保のための計画でもあり、これまでの実績に応じて見込みを想定することとなっている。国は障がい児福祉計画で見込んだニーズに応じて事業所を参入させ、サービス提供体制を確保しようとの考えであることから、ニーズがある限り、事業所は増えていくものと考えている。

●篠原委員：地域型保育事業費について、具体的に保育士の処遇はどのように改善されたのか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長）：今年度新設された処遇改善であるが、技能、経験に応じた処遇改善として、概ね経験年数が7年以上、施設職員数の3分の1が対象となる月額4万円という処遇改善と、概ね経験年数が3年以上で施設職員数の概ね5分の1が対象の月額5,000円の処遇改善。それと従来からあった処遇改善であるが、加算率の積み増しとして、これは全職員を対象とした2%、月額約6,000円程度の処遇改善が行われるということである。

●岩本委員：介護保険事業特別会計のシステム改修について介護報酬の0.54もこのシステムに含まれているか。

○木俵介護福祉課長：基本的には平成30年4月からの報酬改定分に対応するためのシステム改修ということで、いろいろ項目はあるが、一番大きなのはやはり報酬改定分である。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第77号 新平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○加藤福祉部総括次長：<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

閉会 午前11時29分

福祉教育委員会付託案件表

平成29年12月18日

○教育委員会関係

議案第70号 新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

ページ

歳出 第10款 教育費 3・4・31・32・34
(第4項 幼稚園費を除く)

○福祉部関係

議案第76号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第3款 民生費 3・25~27
第10款 教育費
第4項 幼稚園費 3・33

議案第77号 平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

. 8~10・38~42